追加議案及び説明
並びに参考資料

令和８年９月定例会

池　田　市

目　　次

議案第８０号　池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について　……　1

説　　明　……　3

参　　考　……　4

議案第８０号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月２４日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、預かり保育の保育料の額の算定における控除額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）

池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和２年池田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２備考第３項中「４５０円」を「４９０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る預かり保育の保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育の保育料については、なお従前の例による。

議案第８０号　　説　　明

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

１　施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育の保育料の額の算定については、通常算出額（預かり保育を受けた日数及び時間数に応じて預かり保育の保育料の単価から算出した１月分の額をいう。）から預かり保育を受けた日１日当たり４５０円を控除した額を預かり保育の保育料の額としているところ、その控除に係る１日当たりの額を４９０円に引き上げるものであること。

（別表第２関係）

２　この条例は、令和８年１０月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第８０号　　参　　考

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
本則　（略）	本則　（略）
別表第１　（略）	別表第１　（略）
別表第２（第１０条関係）	別表第２（第１０条関係）
（略）	（略）
備考	備考
１・２　（略）	１・２　（略）
３　この表（この項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が法第３０条の４第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第３０条の８第１項に規定する施設等利用給付認定子どもである場合の預かり保育料の額は、この表の規定により算出する当該月分の預かり保育料の額（以下この項において「通常算出額」という。）から４５０円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（その額が当該通常算出額を超える場合は、当該通常算出額）を控除して得た額とする。	３　この表（この項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が法第３０条の４第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第３０条の８第１項に規定する施設等利用給付認定子どもである場合の預かり保育料の額は、この表の規定により算出する当該月分の預かり保育料の額（以下この項において「通常算出額」という。）から４９０円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（その額が当該通常算出額を超える場合は、当該通常算出額）を控除して得た額とする。